

令和3年度 通常総会

令和3年度 北海道所有者不明土地連携協議会 通常総会 資料

(1) 令和2年度の経過報告

- ・北海道所有者不明土地連携協議会 令和2年度の経過報告
- ・「先進的事例構築モデル」の採択事例紹介について(参考)

北海道所有者不明土地連携協議会

北海道所有者不明土地連携協議会 令和2年度経過報告

1 幹事会

協議会の活動内容の調整・情報共有及び総会に提出する事案の審議等を行うため、通常総会、講演会及び講習会の開催に先立ち開催した。幹事会の概要は以下のとおり。

第1回 書面開催（メールによる資料送付・意見集約・承認）により実施

※ 令和2年4月16日付けで新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象地域の全国への拡大によるため

開催期間 令和2年4月20日（月）から令和2年5月8日（金）12:00まで

議題

- ・令和2年度の年間活動計画（案）について
- ・北海道用地対策連絡協議会主催の研修会への参加要請について
- ・令和2年度通常総会の開催方法及び議題について
- ・令和2年度協議会主催の講演会及び講習会について

その他情報提供

- ・協議会を活用した支援について
- ・土地基本法の改正、諸制度の改正事項
- ・所有者の所在の把握の難しい土地の用地処理事例の紹介
- ・道内自治体等からの相談事項

第2回 対面開催

日時 令和2年8月3日（月） 13:30～14:25

場所 札幌第1合同庁舎 10階3号共用会議室

議題

- ・協議会主催の講演会、講習会の開催及び議題検討
- ・協議会未加入自治体との意見交換等
- ・所有者不明土地対応事例集の作成について
- ・北海道用対連主催の用地事務研修会（土地特化型）の聴講について
- ・所有者不明土地対応事例集の作成について

その他情報連絡

- ・令和2年度所有者不明土地対策の推進に向けた先進的取組の決定（旭川市内における検討事例紹介）等

第3回 書面会議（メールによる資料送付・意見集約・承認）により実施

※ 一部、幹事機関からの参集対面開催への慎重な姿勢を受け、現時点では、参集での開催は慎重な対応が必要と判断したため

開催期間 令和3年3月18日（木）から令和3年3月23日（火）まで

議題

- ・令和2年度所有者不明土地対策に関する講演会及び所有者不明土地に関する講習会概要

- ・北海道所有者不明土地連携協議会未加入自治体との意見交換等の概要
- ・令和3年度の年間活動計画（案）及び令和3年度通常総会の開催方法等
- ・令和2年度の自治体からの相談対応
- ・令和2年度通常総会以降の協議会への新規申込み（17自治体）
- ・令和2年度支援ツールの作成・公表（所有者不明土地対応事例集作成）

2 令和2年度 通常総会

開催方法 書面開催（メールによる会員機関へ資料送付・意見集約・承認）

※ 令和2年4月16日付けで新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象地域の全国への拡大による（平成29年5月25日 緊急事態宣言の解除）

開催期間 令和2年5月13日（水）から令和2年5月19日（火）17:00まで

参加機関：協議会幹事機関、北海道土地開発公社、協議会加入市町村及び関係団体

- 議題
- ・令和元年度の協議会活動経過報告
 - ・令和2年度の協議会活動計画（案）
 - ・協議会への新規加入申込み及び協議会会則 別表改正
 - ・その他情報提供
 - ①協議会を活用した支援（協議会から全道地方公共団体所有者不明土地法担当部局宛の事務連絡の発出）及び国の職員派遣
 - ②令和元年度道内自治体からの協議会への相談事項
 - ③所有者の所在の把握が難しい土地の用地処理事例（追加事例）の配布

3 所有者不明土地対策に関する講演会

所有者不明土地問題の意識啓発に資するため、今後の土地政策や所有者不明土地問題を解消していくための施策に関して外部専門家等の講演を開催した。

日時 令和2年9月15日（火） 13:30～16:30

参加者数 62名（43機関）

演目

○講演1「改正土地基本法と今後の土地政策について」※DVD配信

（13:35～14:25）

講師 国土交通省不動産・建設経済局土地政策課 企画専門官 近藤 光

○講演2「所有者不明土地問題を巡る現状、所有者不明土地の利用等の円滑化」

（15:00～16:30）

講師 札幌弁護士会 会長 砂子 章彦 氏

○協議会からの情報提供

- ・所有者の所在の把握の難しい土地の用地処理事例（追加事例）の紹介
（事例：図書館のレファレンスサービス等を活用した所在不明者調査について）
- ・旭川市のNPO法人が検討する地域福利増進事業の事案の紹介
（令和2年度所有者不明土地対策の推進に向けた先進事例構築モデルに採択）
- ・法務局における所有者不明土地問題の取組の概要（札幌法務局から） 等

4 所有者不明土地等に関する講習会

市町村実務者等のニーズを踏まえて、所有者不明土地及び空き地等に関する土地所有者等の探索等に関する講習会を開催し、所有者不明土地法に基づく土地所有者等の探索方法、法務局における所有者不明土地問題に関する取組の外、関係士業団体の北海道行政書士会における所有者不明土地等に関する取組について、道内の市町村職員を対象にした講習会を実施した。

【講義内容】

- ① 所有者不明土地法に基づく土地所有者等の探索方法について
【北海道開発局開発監理部用地課から】
- ② 法務局における所有者不明土地問題に関する取組について
【札幌法務局民事行政部不動産登記部門及び各地方方法務局登記部門から】
- ③ 北海道行政書士会の空家及び所有者不明土地問題等の取組について
【北海道行政書士会 空家対策委員会委員】

(1) 札幌会場

日時 令和2年10月8日（木）13：25～16：30
場所 札幌第1合同庁舎 2階講堂
受講人数 51名 （29機関）

(2) 函館会場

日時 令和2年10月26日（月）13：10～16：10
場所 函館市勤労者総合福祉センター「サン・リフレ函館」2階大会議室
受講人数 23名 （11機関）

(3) 旭川会場

日時 令和2年11月5日（木）13：30～16：30
場所 旭川合同庁舎東館1階 北海道開発局旭川開発建設部入札執行室
受講人数 31名 （18機関）

(4) 帯広会場

日時 令和2年11月11日(水) 13:25~16:30
場所 帯広第2地方合同庁舎3階 共用会議室1号・2号・3号
受講人数 20名 (10機関)

5 その他

(1) 協議会未加入自治体への協議会への加入促進の取組み

- ① 各種情報提供、通常総会及び講演会等の開催通知等に伴う、協議会未加入自治体へのメール又は電話等による協議会加入の要請
→ 黒松内町、清水町、美瑛町、釧路町、今金町、標津町、遠軽町、むかわ町及び北竜町が協議会へ加入

- ② 所有者不明土地等に関する講習会終了後に実施した講習会に参加した協議会の未加入自治体又は新規加入自治体の担当者との意見交換等
(自治体における所有者不明土地法の情報提供部局、税務部局等の担当者への協議会活動の概要説明、所有者不明土地に関する実情等の意見交換等)

○実施した日時及び対象者

- ・令和2年11月5日(木) 16:30~17:00
対象者：愛別町、中富良野町及び美瑛町の各担当者
- ・令和2年11月11日(水) 16:30~16:50
対象者：池田町の担当者

- ③ 協議会未加入自治体を訪問しての意見交換及び協議会への参加要請
協議会に未加入である自治体に対し、所有者不明土地問題の意識啓発を目的とし、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の概要の説明及び協議会活動のPRを行い、その上で協議会への参加要請を実施

○上川管内自治体(10自治体)

日時 令和2年11月4日(水) から令和2年11月6日(金)

○十勝管内自治体(7自治体)

日時 令和2年11月12日(木) から令和2年11月13日(金)

訪問をきっかけに所有者不明土地対策の必要性及び協議会活動の理解の上、下記の自治体から協議会へ加入申込みがされた。

→ 士別市、名寄市、中川町、和寒町、上川町、愛別町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、池田町、陸別町、士幌町及び広尾町

(2) 各自治体からの相談対応

土地所有者等関連情報の請求及び提供に関する照会や地域福利増進事業を予定する自治体等からの照会及び相談等に対し、助言及び参考資料の教示を行っており、照会内容に応じて協議会会員機関、関係士業団体及び国土交通省不動産・建設経済局土地政策課に照会を行い対応。今後も同様に自治体等からの照会等に対応していく。

(3) 所有者不明土地法の制度見直しに関する調査

調査目的：「所有者不明土地の推進に関する基本方針」において所有者不明土地法の施行3年経過の制度見直しに向けた検討を行うため、地方公共団体の意見を参考とするための調査

本調査は、国土交通省不動産・建設経済局土地政策課が主体で実施するものであり、北海道所有者不明土地連携協議会を通じ、北海道及び道内の179市町村の所有者不明土地法の担当部局を対象に調査を実施

(令和3年2月18日(木)から令和3年3月9日(木)まで)

(4) その他関係機関等への主な情報提供等

①土地基本法に基づき策定される「土地基本方針」の公表について

②所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針及び対策推進の工程表について

③国土交通省不動産・建設経済局が実施した所有者不明土地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査及びランドバンク等の活用による土地の適切な利用・管理の推進に向けた先進事例構築モデル調査に関する公募について

※令和2年度においては、7事例がモデル事業として採択(内、1事例は旭川市のNPO法人の検討する事業) ※支援対象の調査地域は別紙参照

・1次募集 令和2年4月1日から令和2年5月1日まで(6事例)

・2次募集 令和2年7月15日から令和2年8月21日まで(1事例)

④「地域福利増進事業ガイドライン及び同参考資料」及び「所有者不明土地法Q&A」の一部改訂(法の一定の要件を満たした場合、再生可能エネルギー発電事業が地域福利増進事業の対象となったため)

⑤「所有者不明土地対応事例集」の公表及び配布(令和3年中を予定)

令和2年度「所有者不明土地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査」支援対象

一次採択 6件

主な調査地域	応募主体	調査概要
北海道 旭川市	NPO	市内に点在する管理不全状態の所有者不明土地について、生活環境の改善等を図るため、地域福利増進事業による広場や雪捨て場等の整備・適正管理を検討する。
千葉県 八千代市	任意団体	新興住宅地域内において、雑草が繁茂するなど、管理不全状態の所有者不明土地について、地域住民の交流促進を図るため、地域福利増進事業による菜園(公園)等の整備・適正管理を検討する。
新潟県 南蒲原郡 田上町	一般社団法人 (福祉関係)	竹が繁茂するなど、管理不全状態の所有者不明土地について、竹林を活かしたイベント等を通じ地域交流や青少年育成の場等として活用を図るため、地域福利増進事業による緑地の整備・適正管理を検討する。
兵庫県 川西市	任意団体	20年以上前に発生した火災の瓦礫が放置され、雑草繁茂や不法投棄、強風・豪雨等に伴う近隣への悪影響が発生するなど、管理不全状態の所有者不明土地について、地域の防災性の向上、生活環境の向上等を図るため、地域福利増進事業による防災空地や地域の菜園(公園)等の整備・適正管理を検討する。
山口県 山口市	地方公共団体	中心商店街における防災性の向上や賑わいの創出を目的とする狭隘道路の改善とあわせて、隣接する所有者不明土地について、広場の整備・適正管理を検討する。
福岡県 北九州市	株式会社	中心商店街において、空き家・空き店舗を含む管理不全状態の所有者不明土地について、商店街の活性化等を図るため、地域福利増進事業による購買施設及び学校施設等による整備・適正管理を検討する。

二次採択 1件

主な調査地域	応募主体	調査概要
福岡県 筑紫野市	一般社団法人 (不動産関係)	管理不全状態の所有者不明土地について、生活環境の改善及び隣接する空き家の流通促進等を図るため、地域福利増進事業による公園(ポケットパーク)等の整備を検討する。

令和3年度 北海道所有者不明土地連携協議会 通常総会 資料

(2) 令和3年度の活動計画(案)

- ・令和3年度の活動計画(案)

令和3年度の活動計画（案）

1 令和3年度通常総会

- (1) 審議期間 令和3年5月17日（月）から令和3年5月24日（月）
- (2) 書面開催 令和3年5月25日（火）
- (3) 総会議題
 - ①令和2年度の経過報告
 - ②令和3年度の活動計画（案）
 - ③協議会への新規加入について
 - ④その他（情報提供）
 - ・令和2年度の自治体からの相談対応について
 - ・これからの土地政策について（土地基本法の改正、土地基本方針の主な内容等）

2 講演会

所有者不明土地問題の意識啓発に資するため、今後の土地政策や所有者不明土地を解消していくための施策等に関する講演会を開催。

- (1) 時期 未定 ※令和3年9月頃の開催を検討
- (2) 場所 札幌市（札幌第1合同庁舎 2階講堂 等） ※会場未定
- (3) 内容 未定

（構成・予定演目及び時間配分案）

演 目 1：土地基本法の改正について

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについて（90分）

講師属性：国土交通本省、法務局、学術経験者、大学教授、外部シンクタンク 等

演 目 2：道内の所有者不明土地対策等の状況、問題点及び法の活用事例（60分）

講師属性：関係士業団体（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、補償コン 等）

地域福利増進事業を検討する自治体担当者又はNPO法人

演 目 3：協議会から所有者不明土地対策等に関する情報提供（30分）

- ・国土交通省の所有者不明土地問題への取組（北海道開発局開発監理部用地課）
- ・空き家等対策について（北海道開発局事業振興部都市住宅課）
- ・関係士業団体の専門的な知見に基づく各種問題への助言・情報提供
- ・所有者不明土地の活用事例について 等

- (4) 規模 100名程度

3 講習会

市町村実務者等のニーズを踏まえて、権利者の探索方法等、所有者不明土地問題に関する講習会を開催する。

(1) 時期 未定 ※令和3年10月以降、順次開催予定

(2) 場所 北海道内4地区(道央・道南・道北・道東の各都市)

※候補市町村→ 札幌・旭川・函館(又は室蘭)・網走(又は北見)

(3) 内容 未定

最新の法令改正内容及び実務に即した内容の講習会を開催予定(以下案)

- ・土地基本法の改正及び所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについて
- ・土地所有者の探索方法及び土地所有者等関連情報の請求・提供について
- ・地域福利増進事業及び土地収用法の特例に係る裁定について(活用実績等)

(4) 講師 未定

- ・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、不動産鑑定士及び補償コンサルタント等の専門家等
- ・国土交通省本省、北海道開発局、法務局及び北海道等の職員、国税庁等の職員

(5) 規模 50名程度(1会場)

4 幹事会

協議会運営のため、必要の都度開催(年3回程度)

5 関係団体との連携

国土交通本省や他の地方整備局等と日常的に連絡調整や情報共有を行い、幹事会及び関係士業団体並びに北海道用対連等とも連携を図る。

その取組の一つとして、北海道用対連主催の用地事務研修会の門戸を広げて会員機関に参加を呼びかけ、希望者の参加を可能とするものである。

※過年度、市町村実務者を対象に実施した「ニーズ調査」結果を踏まえ講義を抽出

(1) 用地事務研修会(一般課程)

目的 用地補償業務の基礎知識と実務の習得

日時 令和3年7月5日(月)から令和3年7月7日(水)まで

参加要請する講義(予定)

令和3年7月5日 「用地補償と税務」及び「権利者の探索方法」(各90分)

講師 札幌国税局職員及び司法書士(札幌司法書士会)

場所 札幌第1合同庁舎 2階講堂

(2) 用地事務研修会（土地特化型）

目的 用地取得等事務における土地評価業務の専門知識と実務の習得

日時 令和3年11月17日（水）から令和3年11月18日（木）まで

参加要請する講義（予定）

令和3年11月18日 「不動産鑑定評価に関する実務」（90分）

講師 不動産鑑定士（北海道不動産鑑定士協会）

場所 札幌第1合同庁舎 2階講堂

※なお、会場の確保及び一定数の出席者がいれば、同日に「所有者不明土地に関する講習会（札幌会場）」を上記研修会とは別会場で開催することも検討中

※北海道用対連会員機関の参加者に支障がない範囲で聴講を認めるものであり、参加者多数となった場合には人数制限を行うものとする。

また、新型コロナウイルス感染拡大の状況により開催中止となる可能性もある。

6 協議会未加入自治体との意見交換及び協議会への参加要請

協議会に未加入となっている自治体に対して、所有者不明土地問題の意識啓発を目的とし、法の概要を理解してもらい、協議会活動のPRを行うとともに都度、参加要請を行う。

これらの意見交換及び協議会への参加要請は、6月以降順次実施していく。

全道179市町村の協議会加入状況は、下記のとおり。

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ・ 協議会加入市町村（承認済） | 114市町村 |
| ・ 協議会未加入市町村（下記の加入申込があった市町を含む） | 65市町村 |
| ・ 令和2年度通常総会以降に新規加入申込があった市町 | 22市町 |
| → 令和3年度通常総会において承認を得て、協議会へ正式加入 | |
| ・ 協議会への加入申込のない市町村 | <u>43市町村</u> |

協議会への加入申込のない市町村数の内訳（令和3年5月17日時点）

- ・ 石狩・空知管内（8市町村）
- ・ 後志管内（8町村）
- ・ 渡島・檜山管内（1町 檜山管内のみ）
- ・ 胆振・日高管内（5町）
- ・ 上川管内（1町）
- ・ 留萌管内（4町村）
- ・ 宗谷管内（3町）
- ・ オホーツク管内（5町）
- ・ 十勝管内（4町）
- ・ 釧路・根室管内（4市町）

※太字は意見交換を実施していない管内

【参考】過年度の訪問による参加要請

※令和元年度 参加要請等実施地域

- ・渡島・檜山管内
- ・オホーツク管内

※令和2年度 参加要請等実施地域

- ・上川管内（10市町へ参加要請後 9市町加入申込）
- ・十勝管内（7町へ参加要請後 4町加入申込）

※十勝管内の1町は新型コロナウイルス感染状況が拡大している時期ということで今回の訪問は拒否され、電話及びメールによる要請のみ実施

7 その他検討している取組

○新型コロナウイルス感染症対策の一環として所有者不明土地対策に関する講演会の一部をWEB講演

○国土交通省不動産・建設経済局土地政策課が検討する地方自治体への支援ツール「官民連携ガイドブック」作成に伴う、協議会会員等へのアンケート調査協力

調査目的

慢性的なマンパワー不足の各地方公共団が業務の効率化、所有者不明土地に係る各種施策等の推進を図るため、司法書士、土地家屋調査士等の関係士業団体等への業務委託を積極的に活用できるよう、業務発注の方法等の手引書の作成

調査内容

国（開発局）、北海道及び各市町村における業務委託の実績、その発注手続きや積算方法等の事例を収集

令和3年度に作成を予定する支援ツール

業務発注の方法等をまとめた『官民連携ガイドブック』（令和4年度公表予定）

調査時期

令和3年度中（時期未定）

【参考】過年度の支援ツールの作成

令和元年度 「権利者探索の手引き」（令和2年度当初公表済）

令和2年度 「所有者不明土地対応事例集」（令和3年度公表予定）

(3) 協議会への新規加入について

- ・北海道所有者不明土地連携協議会 新規加入について
- ・北海道所有者不明土地連携協議会会則(案)(別表1の改正)

北海道所有者不明土地連携協議会 新規加入について

下記の市町から北海道所有者不明土地連携協議会への入会申込みがあったので、北海道所有者不明土地連携協議会会則（以下、「会則」という。）第6条第5項に基づき、本総会の承認をもって加入を認めるものとする。

また、会則別表1. 4. を別紙のとおり改正するものとする。

記

新規会員（申込順）

黒松内町、釧路町、清水町、美瑛町、名寄市、愛別町、中川町、陸別町、上川町、和寒町、中富良野町、広尾町、士幌町、士別市、上富良野町、南富良野町、池田町、今金町、標津町、遠軽町、むかわ町、北竜町

【別紙】

北海道所有者不明土地連携協議会会則

(名称)

第1条 本会は、北海道所有者不明土地連携協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図り、地方公共団体等が行う所有者不明土地を含む事業用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）について、関係する者が連携することにより、もって用地業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 地方公共団体等の用地業務の円滑な遂行のための支援
- 二 所有者不明土地法の施行に関する情報共有
- 三 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有
- 四 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成員)

第4条 本会の構成員は、別表1に掲げる所有者不明土地法に関する事務及び用地業務に関する事務を所掌する行政機関及びこれら業務に関係する団体並びに総会で加入を認められた者とする。

(会長)

第5条 会長は、国土交通省北海道開発局長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(総会)

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回会長の定める時期に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 4 会長が必要と認めるときは、会員以外の者に出席を求めることができる。
- 5 事業計画、本会則の改正及び会員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。

(幹事会)

第7条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表1に掲げる行政機関の内、別表2に掲げる者をもって構成し、必要に応じて幹事長が開催する。
- 3 幹事会は、北海道開発局開発監理部用地課長補佐が幹事長として主宰する。
- 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
 - 二 総会に提出する事案に関する事項
 - 三 総会が幹事会に委任した事項
 - 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

(代理人の指名)

第8条 総会及び幹事会への出席に際して代理人を指名することができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、北海道開発局開発監理部用地課に置く。

- 2 事務局は本会運営のための事務を行う。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年1月30日から施行する。

この規約は、令和元年8月7日に一部改正

この規約は、令和2年5月20日に一部改正

この規約は、令和3年5月25日に一部改正

(別表1)

北海道所有者不明土地連携協議会会員

1. 国

北海道開発局長	札幌法務局長
北海道開発局開発監理部用地課長	
北海道開発局事業振興部都市住宅課長	

2. 道

北海道総合政策部計画局土地水対策課長	北海道建設部総務課用地担当課長
北海道農政部農村振興局農業施設管理課長	北海道水産林務部総務課長

3. 土地開発公社

北海道土地開発公社総務部総務経理課長	
--------------------	--

4. 市町村

札幌市	深川市	岩見沢市	恵庭市
赤平市	江別市	千歳市	歌志内市
北広島市	当別町	新十津川町	月形町
長沼町	奈井江町	滝川市	南幌町
浦臼町	砂川市	石狩市	由仁町
栗山町	妹背牛町	函館市	松前町
福島町	知内町	北斗市	七飯町
鹿部町	八雲町	長万部町	上ノ国町
厚沢部町	奥尻町	せたな町	小樽市
寿都町	積丹町	共和町	泊村
蘭越町	京極町	ニセコ町	倶知安町
岩内町	神恵内村	苫小牧市	登別市
伊達市	豊浦町	洞爺湖町	壮瞥町
安平町	日高町	新冠町	新ひだか町
様似町	旭川市	富良野市	下川町
音威子府村	占冠村	鷹栖町	当麻町
東神楽町	東川町	比布町	剣淵町
留萌市	天塩町	苫前町	稚内市
猿払村	豊富町	中頓別町	利尻富士町
利尻町	礼文町	網走市	北見市
紋別市	大空町	小清水町	雄武町
湧別町	興部町	津別町	西興部村
帯広市	音更町	芽室町	幕別町
本別町	足寄町	新得町	中札内村
更別村	大樹町	根室市	中標津町
標茶町	浜中町	厚岸町	鶴居村

4. 市町村

白糠町	室蘭市	三笠市	小平町
佐呂間町	滝上市	木古内町	江差町
森町	幌加内町	黒松内町	釧路町
清水町	美瑛町	名寄市	愛別町
中川町	陸別町	上川町	和寒町
中富良野町	広尾町	士幌町	士別市
上富良野町	南富良野町	池田町	今金町
標津町	遠軽町	むかわ町	北竜町

5. 関係団体

北海道弁護士会連合会理事長	北海道ブロック司法書士協議会会長
北海道行政書士会会長	日本土地家屋調査士会連合会 北海道ブロック協議会会長
(公社) 北海道不動産鑑定士協会会長	(一社) 日本補償コンサルタント協会 北海道支部支部長

(別表2)

北海道所有者不明土地連携協議会幹事

北海道開発局開発監理部用地課長補佐	札幌法務局民事行政部不動産登記部門 首席登記官
北海道開発局事業振興部 都市住宅課長補佐	北海道総合政策部計画局 土地水対策課長補佐
北海道建設部総務課長補佐	北海道農政部農村振興局 農業施設管理課長補佐
北海道水産林務部総務課長補佐	札幌市建設局総務部用地取得課長